

# 高槻ワーキングニュース

事業主の皆様へ

## 障がい者の法定雇用率引き上げと 支援策の強化について

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引き上げと、障がい者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

① 障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		37.5人以上

② 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

③ 障がい者雇用における障がい者の算定方法が変更となります。

### ▶精神障がい者の算定特例の延長(令和5年4月以降)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障がい者について、当分の間、雇用率上、雇い入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

### ▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

④ 障がい者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。

### ▶雇い入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

◆障がい者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇い入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。

◆加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設定等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

### ▶既存の障がい者雇用関係の助成金を拡充します。

障がい者介助等助成金(障がい者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金(助成単価や支給上限額、利用回数の改善等)の拡充、職場実習・見学の受け入れ助成の新設など、事業主の皆様の障がい者雇用の支援を強化します。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



# 雇用保険 適切に 加入されていますか？ (ハローワーク茨木)

雇用保険は、労働者の失業、育児・介護に伴う休業など、労働生活上のライフイベント時に給付を実施することによって生活を補償する公的な保険です。

**週 20 時間以上 かつ 31日以上** 継続して労働者を雇用される場合は、**必ず** 加入しなければなりません(法人の役員、個人事業主と同居の親族を除く)。

## ◎ 労働者の方へ

- ▶ 万一の失業時に給付が受けられます。(基本手当)
- ▶ 育児・介護休業時に給付が受けられます。(育児・介護休業給付)
- ▶ 60歳以上で賃金低下した場合に一定の給付が受けられます。(高年齢雇用継続給付)
- ▶ 各種資格取得のため受講した訓練経費のうち、一定額の支給を受けられます。(教育訓練給付)

## ◎ 事業主の方へ

- ▶ 雇用保険加入は助成金申請のための必須要件です。

労働者の雇用維持や就職困難者の雇い入れ、職場環境の改善等に関して、約20種類60コースの助成金があります。

事業主が行う雇用保険手続はウェブサイトをご覧ください。  
ご不明な点は、ハローワーク茨木 雇用保険適用課  
072-623-2551(部門コード 21#)におたずねください。



詳細はこちら

「確かな未来」が会社を変える。

**中退共** で退職金。  
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業のための  
国の退職金制度です。

### ① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

### ② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

### ③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。

- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくは  
ホームページをご覧ください

事業主の皆様へ

# アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン中です(厚生労働省)

～事業主として一度考えてみませんか？アルバイトのこと～

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。事業主の皆様においても、この機会にぜひ、アルバイトの労働条件を確かめてください。

確認事項を下記にまとめました。



詳細はこちら



**アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です！**

労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。



**学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう！**

学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。また、採用時に合意した労働契約の内容の変更については、労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



**学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！**

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。



**商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません！**

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



**アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません！**



平日夜間・土日の相談は  
**労働条件相談ホットラインへ！**

はい！ ろうどう  
**0120-811-610**

月～金:午後5時～午後10時  
土・日・祝日:午前9時～午後9時



# 令和5年度 高槻市プレミアム付商品券

## スクラム高槻「地元のお店応援券」第5弾の発行について



### スクラム高槻 地元のお店応援券

第5弾

昨今の物価高騰等の影響から、市民生活・経済活動が疲弊する中、消費喚起による地域活性化並びに市民の家計への支援を目的とした「スクラム高槻“地元のお店応援券”」第5弾を発行します。

※今回は、デジタル商品券の方が最大500円お得です！

対象世帯	令和5年4月15日または令和5年7月1日時点で市内に住民登録がある人が含まれる世帯	
商品券の内容	●デジタル商品券 (1口あたり5,250円分チャージ) 〈内訳〉 飲食店・小規模店舗等限定利用券 2,625円分 参加全店舗共通利用券 2,625円分	●紙商品券 (1口あたり500円券×10枚綴り) 〈内訳〉 飲食店・小規模店舗等限定利用券 500円×5枚 参加全店舗共通利用券 500円×5枚
商品券の販売額	1口あたり2,000円で販売 ※1世帯当たり2口まで購入可能	
商品券の販売期間	【デジタル商品券】令和5年6月12日(月曜日)から令和5年11月17日(金曜日) 【紙商品券】令和5年8月14日(月曜日)から令和5年11月17日(金曜日)	
商品券の利用期間	【デジタル商品券】令和5年8月10日(木曜日)から令和5年11月30日(木曜日) 【紙商品券】令和5年8月20日(日曜日)から令和5年11月30日(木曜日)	

お店のみなさまへ

### 取扱店舗募集中!!

募集期間:令和5年10月2日(月)<必着>まで

登録料:無料(換金・口座振込手数料0円)

応募資格:高槻市内に実店舗があること(市による承認審査あり)

申込方法:下記専用サイトにてお申込みください。

★第5弾についての詳細は、

市民のみなさまも、

お店のみなさまも、

スクラム高槻「地元のお店応援券」専用サイトをご覧ください。



【お問い合わせ先】スクラム高槻「地元のお店応援券」第5弾事務局

市民のみなさま 0570-666-033 (平日 9:30~18:00、10月2日以降は~17:00)

お店のみなさま 0570-005-788 (平日 9:30~18:00)

~次回の高槻ワーキングニュースは令和5年8月25日発行予定です~